

第8回 共同実施事業管理委員会 パラリンピック作業部会
議事要旨

日時：令和2年3月19日（木）14：00～18：00

会場：東京都庁第一本庁舎33階南側A-1・A-2会議室

1 開会

2 議事

(1) 令和元年度分共同実施事業の確認について

<説明・確認>

- ・令和元年度分共同実施事業のパラリンピック経費について、資料「令和元年度（パラリンピック経費）」を用いて事務局から説明。
- ・「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、該当事業を確認。

<質疑、意見など>

- ・一部の事業については、委員から以下の意見があった。
パラリンピック経費対象からの除外
（基本的な考え方を踏まえて検討した結果、除外）
各事業についての具体的な意見等は、以下のとおり。
 - ・「ボッチャ競技における仮設床材の設置等業務委託」について、同じ会場の仮設で、オリパラどちらの競技でも使用される場合には、競技種目に関わらず全体を日数按分で計算するが、本件についてはパラリンピックに特化した床材なので、全額をパラリンピック経費に寄せているという理解でよいか。
⇒その通り。本件は、オリ終了後にボッチャのためだけに改めて設置するものなので、パラリンピック専用の経費と考えている。
 - ・テストイベントの金額については、別途まとめて議論しなければいけないが、本大会でも使用するものが入っている案件については、大会日数按分（17：13）ということによいか。
⇒その通り。今後テストイベントが行われれば、本大会までそのまま残置して使うものも増えてくるので、テストイベントだけで分けずに、全体を見てオリパラで按分した。
 - ・輸送関係は、車両按分と日数按分があるが、それぞれどのような案件に適用しているのか。
⇒車両の経費は、バス運転手の確保など、車両毎の直接の経費なので、

車両台数按分になっている。駐車場の電気料金は、オリパラ期間で借りている電気量という事で、その分については、期間按分とした。

駐車場面積はオリパラで変わらない。

- ・「各競技における大型構築物等（床材、フェンスなど）」の海の森水上競技場の大型ワイヤー及びコースブイについて、恒設としての整備、仮設としての整備の観点から検討した結果、パラリンピック経費の対象としないこととする。
- ・会場借上げ・営業補償で期間が満了していないものについては、履行完了と言い難いので、満了後に一括して報告することとしたい。
⇒期間満了した年度の案件とすることを確認した。
- ・「馬事公苑（馬術競技会場）の施工」について、JRA からの特定財源が見込まれているため、これに該当しない部分をパラリンピック経費として申請することとしたい。
⇒最終年度の案件とすることを確認した。
- ・「チケットサイトへのサイバー攻撃対処の業務委託」について、公費対象となる部分と対象とならない部分を明確に分けることが難しい。
⇒パラリンピック経費の対象としないこととする。

3 意見交換 特になし

4 閉会